

上田市日本遺産推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、上田市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、上田市の歴史文化の特色である晴天率が高く降水量が少ない風土の中で育まれた文化を物語る日本遺産を通じ、文化遺産の保護、観光振興、まちづくり等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報発信、人材育成に関すること
- (2) 普及啓発に関すること
- (3) 調査研究に関すること
- (4) 公開活用のための整備に関すること
- (5) 『日本遺産を通じた地域活性化計画』の評価、検証に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令和5年7月・一部修正)

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、上田市長をもって充てる。

3 副会長の内、1名は上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は、総会を主宰する。

- 2 総会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。尚、オブザーバーは議決権を持たない。
- 4 総会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(令和5年7月・一部修正)

(総会の開催)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、事業年度終了後2か月以内に開催するものとする。ただし、事業計画案又は予算案を提示する上で市議会の議決を待つ必要があるなど特段の事情がある場合には、事業年度終了後4か月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(令和5年7月・追加)

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

(令和5年7月・追加)

(財務)

第11条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(令和5年7月・一部修正)

(出納閉鎖期)

第 12 条 協議会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(令和 5 年 7 月・追加)

(事務局)

第 13 条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市文化スポーツ観光部文化政策課に事務局を置く。

(令和 5 年 7 月・一部修正)

(解散)

第 14 条 協議会は、所期の目的を達した時、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会の設立の日（令和 2 年 9 月 10 日）から施行する。

2 令和 2 年度の会計年度は、第 11 条第 2 項の規定に関わらず、協議会の設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

団 体 名
上田市
上田市教育委員会
塩田平文化財保護協会
上田市自治会連合会
上田市文化財保護審議会
長野県上田地域振興局商工観光課
長野県県民文化部文化振興課

(令和 6 年 5 月・一部修正)